

保育所面積基準の緩和措置について

1 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法」という。）の施行により、児童福祉法第45条が改正され、保育所を含む児童福祉施設（以下、「児童福祉施設」という。）の設備・運営について、東京都が条例で基準を定めることになりました。

一方、整備法では平成27年3月31日までの特例措置として、一定の要件を満たす自治体を対象に、自治体が独自に面積基準を緩和することを認めています。現在武蔵野市は、東京都の面積基準により児童福祉施設を運営していますが、平成25年度より特例措置の対象になるため、面積基準の緩和措置を実施することができるようになります。

2 東京都の基準

乳児室、ほふく室の面積

国基準:《乳児室》をほふくしない段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上、《ほふく室》をほふくする段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上。

都基準:《乳児室又はほふく室》の面積について、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上と規定。

3 特例措置について

整備法では、東京都が保育所の居室の床面積の基準を定めるに当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令（改正省令）」で定める基準を「標準」として、合理的な理由がある範囲において、地域の実情に応じて、国の基準とは異なる基準を定めることができることとしています。また、整備法附則第4条では、一定の要件のもとに市町村が独自に面積基準を緩和することができるという特例措置を設けています。特例措置の詳しい内容は、次のとおりです。

特例措置の対象となる地域について

次のいずれの要件も満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）

- (1) 当該年度の前々年度の4月1日時点において、当該市町村における待機児童の数が100人以上であること。
- (2) 当該年度の前々年の1月1日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていること。

特例措置の対象となる期間について

平成 27 年 3 月 31 日まで。

特例措置の内容

乳児室、ほふく室の面積について

国が定める期間及び地域において、年度の途中で定員を超えて入所させる場合は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 2.5 m²以上と規定。

4 パブリックコメントについて

武蔵野市の待機児童数は平成 23 年 4 月 1 日時点で 104 人、平成 24 年 4 月 1 日時点で 120 人おり、平成 25 年度に特例措置の対象地域に該当します。特例措置の対象期間は平成 26 年度までの 2 年間に限られますが、待機児童問題の解消策として、面積基準の緩和を実施すべきかについて意見を求めます。(面積緩和基準上限の 2.5 m²まで緩和した場合、建設当初の面積で算定すると 0,1 歳児で 100 名程度の増加の見込み)

5 添付資料

・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令 (改正省令)

6 意見の提出方法及び期限等

ご意見をお寄せいただく場合は、平成 24 年 10 月 15 日 (月) から平成 24 年 10 月 31 日 (水) までに、住所、氏名、在学・在勤・法人の方はその名称を記載の上、郵送、F A X、E メールにて下記担当部署までお送りください。

なお、お寄せいただいたご意見等の内容及び市の検討結果とその理由は、原則公開いたします。

7 担当

担当部署 武蔵野市子ども家庭部保育課管理係

住 所 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

電話番号 0422-60-1854

F A X 0422-51-9223

E メール SEC-HOIKU@city.musashino.lg.jp